

意見書概要

平成26年度の一般会計予算は、対前年度比約11%増の総額172億6千万円と急激に増加している。

これらの主たる伸び率の要因は、大規模事業の軒並み増と、バラマキ予算である。

提出された大規模事業の説明資料から算出すると、平成26年度から31年度までに新たに発生する借金は約44億円で、金利を含めた償還総額は、約71億円にも膨れ上がることが予想される。

また「総事業費と財源内訳」から、平成26年度から31年度までに必要な一般財源は約15億円に上る。さらに給食費1億6千万円を同年度の6年間支給すれば約10億円が必要となる。つまり、平成31年度までに必要な一般財源の合計は総額25億円となる。

このため、平成26年度末の財政調整基金14億6千万円を全額取り崩しても全く足りなくなることも判明した。

一方、大型事業の実実施計画と財政計画のすり合わせについて、担当部署に確認したところ、確たる回答が得られず、施政方針において、市長は、平成26年度から都市計画税導入の検討をすることも表明している。

従って、このような急激な予算編成を続ければ、借入額をますます増加させ、財政再建どころか、財政破綻させる恐れさえある。よって、下記の点を指摘し、意見書を提出する。

【指摘項目】

1. 敬老祝金について
かすみがうら市敬老祝金給付条例に基づき、扶助費を計上すること。
2. 霞ヶ浦地区の小学校統合の関係予算について
霞ヶ浦地区の小学校統合関係予算については、市民の合意形成を深めることを優先し、平成26年度予算から削除すること。
なお、併せて、千代田地区の小学校統合についても、方向付けを行い、かすみがうら市としての小学校統合の方針を決定すること。
また、確実な財源対策も行うこと。
3. 小中学校の給食費無料化の関係予算について
小中学校の給食費無料化については、市民の税金から年間約1億6千万円もの多額の予算を投じることを踏まえると、長期展望や担保性の点、条例もなくかつ財政の確実性もないこと。
全額補助金であるにもかかわらず、その手続きも明文化されておらず、適正かつ安全な資金管理に大きな問題があること。
病院に入院した場合の食費は自己負担である等の例からも、不公平との意見もあること。
また、国の給食制度の改正に基づき実施すべきとの観点から時期尚早であること。
これらの理由から、当該予算から削除し、学校給食法第11条第2項の「受益者負担」を堅持すべきであること。

平成26年度一般会計予算案(第21号)を議案審査特別委員会(議長を除く全議員で構成)において否決されました。当初の予定では最終日(3/27)の本会議で採決を予定してありましたが、行政運営等への影響を考慮し、急遽、休会日(3/18)に本会議を開催し採決を行いました。本会議においては、反対2名、賛成1名の討論の後、特別委の審査報告も踏まえ、採決の結果、賛成少数で「否決」と決しました。また「平成26年度かすみがうら市一般会計に対する意見書」が提出され、賛成多数で可決されました。なお、最終日には、この意見書を踏まえた予算案が提案され、採決の結果、賛成多数で可決されました。

意見書を踏まえ新たに提案された予算案(第34号)可決

持続可能な財源確保に疑問 平成26年度一般会計予算案(第21号)を『否決』

【反対討論抜粋】 一般会計予算案（第21号）

宮嶋市長が就任して以来、当市の借金は約4倍となる。そのような中で、平成26年度の一般会計予算は、驚くことに、大型事業とバラマキ政策により、さらに多額の借金を増やそうとしている。この予算が実行されれば、市の財政破綻を招くことが危惧される。こうした先行き不安を回避する方策として、将来の増税が懸念される。それを裏づけるかのように、施政方針には都市計画税の導入検討が明記されている。人為的な市の財政破綻を防止するためにも反対する。

第1に、統合となる学校の大規模改修工事が予算化されているが、廃校となる小学校等はどうするのか、問題は山積している。

第2に、敬老祝い金の廃止については、宮嶋市長の高齢者への施策に思いやりが感じられない。

第3に、宮嶋市長が就任してから人件費は激減している。さらなる人員削減を進めれば、住民サービスの低下は避けられない。

【賛成討論抜粋】 一般会計予算案（第21号）

本予算は、社会的、経済的な課題に対し正面から取り組む積極予算と評価します。学校給食無料化は、子育て世代を地域全体で支援しようとするもの。また、学校統合による、よりよい教育環境づくりを進めるための費用が計上されております。神立駅周辺整備事業の整備などの大規模事業についても、行政改革の成果を反映させるとともに、国庫補助や合併特別債などの有利な財源を活用し、財政負担の軽減に配慮されております。

当市が東日本大震災から復興を果たし、大きく飛躍するための予算であります。

小学校統廃合の慎重審議を求める請願書 ～賛成多数で採択～

【請願趣旨】

かすみがうら市教育委員会は、「小・中学校の小規模化が進むなか、小規模校ならではのメリットはあるものの、一定の規模での集団生活を通して多様な人間関係の構築や、切磋琢磨する体験など、よりよい教育環境をつくり、継続させるため、児童・生徒や保護者、地域の理解と協力を得ながら、学校統合による適正規模化を進める」とし、霞ヶ浦地区の小学校統合案として（1）佐賀小学校、安飾小学校、志士庫小学校を統合し、統合後の新校は、現在の北中学校とする。（2）下大津小学校、美並小学校、牛渡小学校、宍倉小学校を統合し、統合後の新校は、現在の美並小学校とする方針を示しました。

その方針のもとで現在、統合委員会での審議が行われているようですが、地域住民の声が十分に反映されていないと危惧しております。

昭和48年9月当時文部省が出した『公立小・中学校の統合について』という通達では、「学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民等との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない」と述べ、「総合的に判断した場合、なお小学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること」と謳っております。

小学校は地域社会の核ともなっています。地域住民の十分な合意を得ないままでの統廃合は拙速に行うべきではないと考えます。

【請願項目】

一、小学校の統廃合については、慎重なる審議をおこない、今定例会では統合の議決をおこなわないことを求めます。

『椎名家住宅保存修理工事に関する事項』に係る検査結果

～国重文「椎名家住宅」の適正管理を求め勧告～

国指定重要文化財「椎名家住宅」の不良工事が判明したことから、当該事案の全容を解明するため、平成25年第4回定例会において設置された調査特別委員会から、検査結果について報告がされました。
委員会からは意見書も提出され、本会議において全会一致で可決しました。

検査結果概要

- ◆国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱に基づけば、公共工事に準じて施工すべきであり、かつ、一括下請けを防止する観点からも、契約約款において、現場代理人の常駐義務を規定すべきであった。
- ◆設計者は、下地の不良を危惧していたにもかかわらず差し茅工法を採用した。そして、工事に際し、茅葺き職人が下地の不良を指摘し請負者に協議をしたが、請負者は、この協議はなかったと回答。茅葺き職人は、請負者の指示により差し茅工法により施工したとの回答だった。
- ◆現場代理人の常駐がなされていれば、現状の確認や協議も円滑になされ、このような食い違いを回避でき、ひいては、瑕疵を防止することができたのではないかと考えられる。
- ◆施工監理者は、使用された茅の量について、設計上の納品数量の確認を怠り、かつ、茅葺き職人から水分を含んだ茅で施工したとの報告があることから、品質管理の徹底を怠っていたと考えられる。
- ◆今回の技術的な瑕疵の原因は、差し茅工法の選択と使用した茅の状態が、少なからず要因となったのではないかと推察されるが、当委員会としては、これを断定するには至らなかった。

関係者に対し国指定重要文化財「椎名家住宅」の適正管理を求める意見書概要

国指定の文化財を、今後も、維持保全しなければならないという視点から、下記の点を勧告する。

記

- 1 国と市の補助金が支出され、工事に瑕疵が認められる事実がある以上、市として、再発防止に向け、請負者及び公益財団法人文化財建造物保存技術協会等に対し、何らかの勧告措置を求める。
なお、その措置内容については、教育委員会に委ねることとする。
- 2 事務を代行する教育委員会は、再度、文化財保護の趣旨を熟慮し、事務代行にあたっては、法令を遵守し、契約・材料検査・工事の中間検査・竣工検査などの事務の面から、事務の見直しを行うこと。
- 3 当該工事は、国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱に基づけば、公共事業に準じ施工すべきであり、かつ、一括下請けを防止する観点からも、契約約款において、現場代理人の常駐義務を規定すべきであった。今後、発注する工事においては、現場代理人の常駐義務を明記すること。
- 4 文化財審議委員会に対しては、文化財の保全を助言・指導する立場として、毅然とした姿勢で対応することを期待するものである。併せて、今後、このような事案が発生した場合、当審議会が提案したような第三者委員会を設置されることを期待する。
- 5 今回、最もこの問題を複雑化したのは、「瑕疵」の存在を認めながらも、一方で、表面的な原因調査にとどめ、責任転嫁に終始したことである。
今後は、このようなことがないようにそれぞれ指揮監督にあたる者は、問題が生じたら、原因を的確に究明した上で、法に基づき適正かつ公平に対応することを求める。
以上、意見書を提出する。

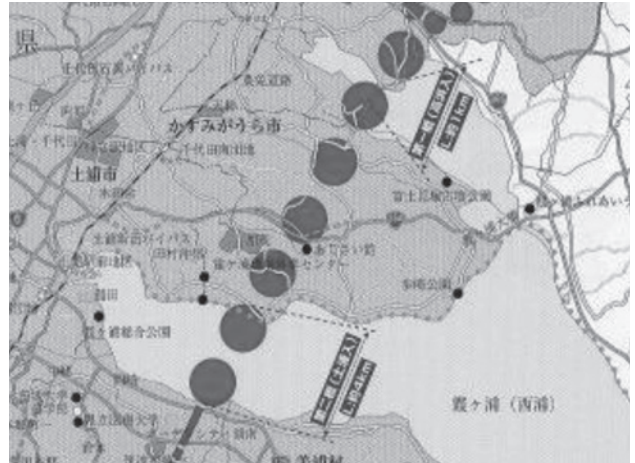
市長のH26年度施政方針に対する質疑

Q つくば市と土浦市を核とした県南中核都市形成実現と、当市の住みよいまちづくりの関係は。

A 県南地域における政令指定都市の実現は、土浦市の行政能力の高さ、つくば市の国際性や先進性などを、本市などの周辺地域にも取り込むことにより、圏域全体の価値が高められ、地域力の向上や市民生活にメリットが及ぶものと期待しております。

Q 霞ヶ浦二橋構想の、現段階の進捗状況は。

A 霞ヶ浦二橋構想は、霞ヶ浦の2つの入り江に橋をかけ、県南地域から県央地域に至る広域交通ネットワークの充実強化を図るものです。本市では、構想の具体化に向けて、関係11市町村により構成される霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟において、茨城県知事や県議会議長への要望活動や、地域住民への広報活動などを行っております。地域活性化の起爆剤となりますので、実現に向けて引き続き粘り強く取り組んでまいります。



▲霞ヶ浦二橋構想図（霞ヶ浦二橋建設促進期成同盟資料より）

Q 「家庭児童相談室」を改め「子ども未来室」を設けることの変更点は。

A これまでの相談業務に加え、発達障害への対応に重点を置いた保育士や保健師等による保育所や学校等の巡回、4カ月健診や3歳児健診などを通じた個別支援を行うなど、医療機関や療育機関などとも連携しながら、子ども、親、家庭を支えていく考えです。

Q 子ども・子育て支援制度に係る準備状況とスケジュールについて

A 平成25年度に市民ニーズ調査を実施しました。この集計結果を踏まえ、3月の子ども・子育て会議で、今後の事業計画に向けた内容を諮る考えです。なお、子ども・子育て支援事業計画（案）を9月末までに策定していく予定です。

Q さらなる行財政改革を推し進めるための、組織機構のスリム化とは。

A このたび実施する行政組織機構の見直しは、組織機構のスリム化と、重要な課題に効率的、機能的に対応できる体制の整備を念頭に実施するものであり、当初から、管理部門の課の統合、縮小を想定していたものです。合併当初から部の編成の見直しを実施していないことから、現状としては、職員数の減少にやや対応できていないとの認識です。今後は、部の再編も視野に入れ、コンパクトで機動的な組織体制を検討してまいります。

Q 都市計画税の導入を検討するとあるが、何のために必要なのか。

A 都市計画事業として、現在、神立停車場線整備事業及び神立駅周辺整備事業を実施しており、この整備事業費は、一部事務組合への負担金を含めて総額31億3200万円となります。これらの財源や今後実施する都市計画事業の財源及びこれら市債償還財源に充てるため、都市計画税の導入を検討していくことにしました。

Q 都市計画税の対象範囲については、どこを対象とするのか。

A 市街化区域が、当面对象になるとの考えです。

※都市計画税については、豆辞典を参照願います。